

会津若松市建設工事設計変更ガイドライン（概要版）

1.目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更に関するケース・該当しないケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があり、設計変更ガイドラインは円滑な設計変更を行うためのツールとして活用することを目的とする。なお、設計変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

2.設計変更の基本

□適切な設計変更

日常的に発生する現場の条件変更や受注者の責めによらない事項による設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を適切に行うことが重要である。

□設計変更に関するケース

- ①条件変更等に伴う設計変更。（契約約款第18条・条件変更等）
- ②発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更。（契約約款第19条・設計図書の変更）
- ③受注者の責によらない事由による一時中止。（契約約款第20条・工事の中止）
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

□設計変更に関する該当しないケース

- ①発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ②発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合。
- ③承諾で施工した場合。
- ④契約約款及び福島県共通仕様書に定められた所定の手続きを経していない場合。
- ⑤書面によらない（口頭のみ）の指示、協議）で施工した場合。
- ⑥総合評価方式による技術提案の内容を変更して施工を実施した場合。
ただし、災害又は予測できない事態が発生しやむを得ないと認められる場合は、上記に関わらず設計変更を可能とする。

□設計変更に関する留意事項

受注者は契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、直ちに監督員に通知し確認を求めます。

発注者は、速やかに調査を実施し、書面による指示・協議を行う。

□設計変更の手続き

受注者が、契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する事実を発見した場合は設計変更ガイドライン 6ページのフロー図に従い手続きを行う。

3.設計変更の対象となる具体的な事例

対象事項	事例
1) 設計図書に誤り又は脱漏がある 【契約約款第18条第1項(2)】	・条件明示の必要がある場合にも関わらず条件明示が示されていない。 ・使用する部材等が設計書に計上されていない。
2) 設計図書の表示が明確でない 【契約約款第18条第1項(3)】	・図面の記載内容が読み取れない。 ・作業時の運転条件等の明示が無い。
3) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない 【契約約款第18条第1項(4)】	・設計図書に示された地下水位が現地条件と一致しない。 ・設計図書に示された配管等が現地条件と大きく異なる。
4) 予期することのできない特別な状態が生じた 【契約約款第18条第1項(5)】	・文化財を発見し、調査が必要となった。 ・地中障害物を発見し、撤去が必要となった。
5) 発注者が必要であると認めるときの設計図の変更 【契約約款第19条】	・関係官公庁等の協議により変更する必要がある。 ・関連する工事との調整により変更する必要がある。
6) 発注者の責めによらない事由による工事の中止 【契約約款第20条】	・工事用地等の確保が出来ないことにより施工できない。 ・自然的、人為的理由により施工が出来ない。
7) 受注者の責めによらない事由による工期の延長 【契約約款第21条】	・例年に比べ天候不良が多いと判断された場合の工期延長。 ・関連工事との調整変更による工期の延長。
8) 発注者の特別な理由により工期の短縮 【契約約款第22条】	・関連工事の調整変更による工期の短縮。
9) 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合 【契約約款第18条 関係】	・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要がある。

4.仮設の設計変更

□仮設の基本的な考え方

任意の施工方法等については、その施工方法等の選択は受注者の責任で行う。

□仮設費の変更

任意の施工方法等については、その施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。